

第4章 文化財の保存活用に関する課題の整理

01 文化財の把握

地域計画を作成するにあたり、その目的の一つである、まちづくりや観光等の他の行政分野と連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくために必要な、地域に残る指定未指定を問わない多様な文化財の総合的な調査を行い、文化財を取りまく現状を把握することができた。この結果は津山市が抱える文化財の保存・活用に関する課題を整理するうえで重要な調査となった。

(1) 文献調査

国、県、市、大学等の研究機関が実施した文化財の報告書や自治体史だけではなく、記念誌、地域誌、ガイドブック等に記載のあるものを収集した。

(2) 地域住民グループによる調査

地域住民による文化財調査を行うことで、より詳細な調査が期待できるとともに、地域の人達が何を大切にしてきたかをあわせて把握する目的で調査を行った。

(3) 現地調査

専門家はその専門分野について現地調査を行うとともに、市職員が現地調査を行い、文献調査等の補完を行った。

(4) 小・中学校アンケート

児童生徒がどのようなものを大事にしている、残していきたいと考えているのかを把握し、現在作成中の地域計画に反映させ、より良い学校と文化財担当との連携した取組みを行うことを目的に、令和元年度に、市内小・中学生を対象にアンケート調査を実施した。

02 文化財に関する基礎資料

(1) 自治体史

津山市史は、昭和 47 (1972) 年に「原始・古代」が発行され、平成 7 (1995) 年に「近世Ⅱ」の発行をもって事業を終了した。「加茂町史」は昭和 50 (1975) 年、「阿波村誌」は平成 5 (1993)

年、「勝北町誌」は平成3（1991）年、「久米町史」は昭和59（1984）年に発行されている。これらの自治体史では、地域に特徴的な事項、例えば「加茂町史」では、たたらや茅葺に関する項目が充実している。個別の文化財の調査については、一通りのいわゆる未指定文化財の調査も行われており、一部は総合的な調査が行われているようであるが、多くは通史を書くにあたって、付随的に調査が行われたようである。また、昭和56（1981）年から平成3（1991）年にかけて「岡山県史」が発行され、津山市における調査も行われている。津山市を限定しての記述は多くないが、岡山県内の他地域との比較など極めて有用な資料である。

なお、現在「新修津山市史」を編纂中であり、それに伴い今後、文化財に関しても調査が行われる予定である。

（2）国・岡山県・津山市作成の文化財調査報告書

津山市、文化庁、岡山県および研究機関等が実施した調査の報告書である。文化庁および岡山県が実施したものは、調査範囲が市もしくは市を含むそれより広い範囲を対象とした調査であり、津山市内全域での、その分野での総合的な調査と位置付けられる。また、例えば、「津山の社寺建築」や「津山の祭りとだんじり」等の報告は、調査範囲が、現在の津山市の一部に限った内容となるが、その範囲のその分野での総合的な調査と位置付けられるものである。さらに、ここには、文化財の保存や整備等に際して作成された報告書も含まれる。

（3）埋蔵文化財調査報告書

津山市および岡山県が実施した、主に開発行為に伴い記録保存を行った個別の遺跡の報告書である。なお、市内の埋蔵文化財分布調査は、「改訂 岡山県遺跡地図」により実施されている。

（4）博物館等の発行書籍

津山郷土博物館と津山洋学資料館が収蔵資料の調査研究および企画展開催に伴い発行した、研究書や展示図録等である。特に文書関係の調査が充実している。

（5）所有者による文化財修理報告書

所有者による文化財修理に伴い作成された報告書である。当該文化財の詳細な内容が一部文化財の周辺も含め記録されている。

(6) 地域誌・記念誌等

地域住民が主体となって、資料収集しまとめた冊子である。調査は地域で大切にされてきたものを対象としており、未指定文化財の把握はもとより、地域住民が何を大切に思っているかを知る手掛かりとなるものである。

(7) 地域住民グループによる調査

地域計画作成にともない、5つの地域住民グループに、地域で大切にされてきたものの調査を依頼した。(6)と同様に未指定文化財の把握はもとより、地域住民が何を大切に思っているかを知る手掛かりとなったことに加え、地域の課題、例えば古くからの言い伝えを知る人が少なくなってきた等の課題を把握することができた。

(8) 現地調査

一部地域について、津山市教育委員会職員が現地にて、住民からの聞き取りや踏査を行った。また、近代化遺産、津山石およびたたらについては、研究者が関連文化財群作成に伴い現地調査を行った。

(9) 小・中学校アンケート

学校と文化財担当とが連携した事業（授業等）実施に向けた協力体制構築のきっかけとすることを目的とし、あわせて、児童・生徒が大切に思っている地域の文化財が何かを把握するために実施したもので、特に児童・生徒がどのような地域の文化財を大切にしているかを把握できた。

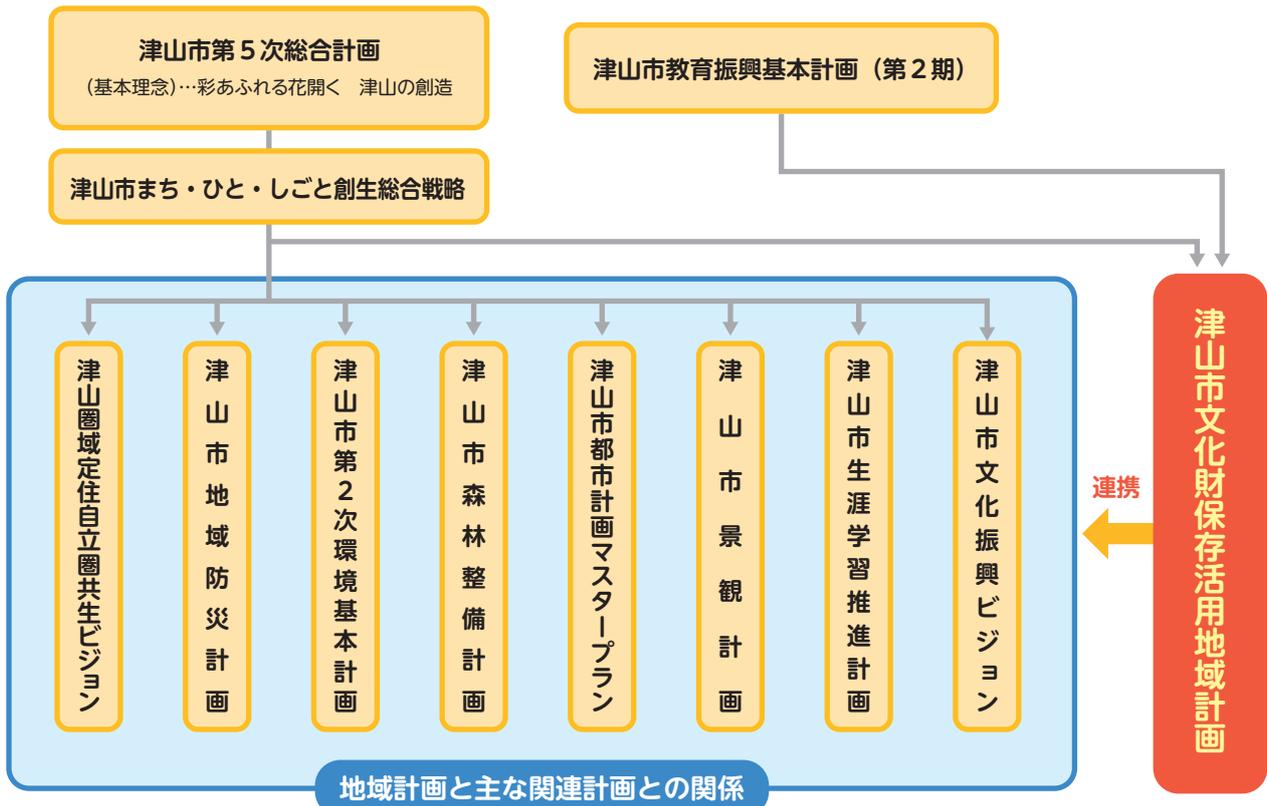
03 地域計画の位置づけ

(1) 行政上の位置づけ

地域計画は津山市の最上位計画にあたる「津山市第5次総合計画」と教育委員会の最上位計画である「津山市教育振興基本計画（第2期）」の理念や目標を実現するための計画である。

上記の計画ではそのどちらも、基本方針として、「ふるさと津山に誇りと愛着を持てるよう、地域で守り伝えられてきた有形・無形の伝統文化の調査研究とそれらの一体的かつ総合的な保存・活用の推進と整備を図り、次代に継承していくことを推進する。」ことを定めており、これ

を実現するために、地域計画を文化財を活かしたまちづくりに関する事業の上位計画的な性格をもたせ、津山市内における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取り組みを明らかにしたうえで、行政内だけではなく多様な人たちが参加した、計画的・継続的な取り組みにより、地域総がかりによる文化財の次世代への継承を確実なものとするための計画と位置付ける。



(2) 主な関連する行政計画

地域計画の上位計画及び主な関連計画は以下のとおりである。

■津山市第5次総合計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 津山市の行政運営における最上位計画 津山市の特性・社会潮流の変化・市民ニーズを把握し、目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするための総合的なまちづくりの指針 		

計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念「彩あふれる花開く 津山の創造」 ～市民一人ひとりの想いかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～ ○開花プログラム(まちづくりの大綱) <ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり ・健やかで安心できる支え合いのまちづくり ・雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり ・豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり ・災害への備えと都市機能の充実したまちづくり
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・開花プログラムⅠ「子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり」において、「歴史・文化を守り伝えるために」以下の方針が位置づけられている ○歴史文化の継承と文化財の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと津山に誇りと愛着を持てるよう、地域で守り伝えられてきた有形・無形の伝統文化の調査研究を進め、一体的かつ総合的な保存・活用の推進と整備を図り、次代に継承していく 文化財の保存管理に努め、各種調査成果を積極的に公開し、広く活用できる環境を整え、文化財を活かしたまちづくりを推進する

■津山市教育振興基本計画(第2期)

作成年月	平成 29 (2017) 年 2 月	計画期間	平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法第 17 条第 2 項に基づく計画であり、就学前・義務教育、家庭教育、社会教育において、子どもたちの育成を図り、豊かな自然環境や歴史・文化遺産等の教育資産を活かした教育施策を推進するための計画 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○教育基本理念：「つなぐ力」を育む ○教育基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・個の確立とつなぐ力を育む(幼児・学校教育) ・身近な人々のつなぐ力を育む(家庭・地域教育) ・過去から現在、未来へつなぐ力を育む(生涯学習－生涯学習の推進・スポーツ・文化・歴史－) 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の中で、歴史文化の継承と文化財の保存・活用に関する施策、郷土学習の推進に関する施策について以下のことが述べられている ○文化財の保存と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究と保護施策の推進／文化財の公開と学習機会の充実／指定文化財の保護修理と整備／市民や関係部局、団体との連携／歴史資産の保存と町並み景観の整備 ○郷土史学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市史編さん事業／学術研究の成果にもとづいた学習機会の提供／郷土を大切に作る心の醸成／地域の学習資源の活用 		

■津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

作成年月	平成 27 (2015) 年 10 月	計画期間	平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の達成のため、2つの大目標と4つの基本目標に基づき策定するもので、第5次総合計画の下位計画とします。また、津山市成長戦略などの個別計画との整合を図り、2060年を見据えながら緊急に取り組むべき施策を「総合戦略事業」と位置付けた行動計画とします 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○総合戦略が目指す2つの大目標 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる施策を講じて人口減少・少子化を食い止め、人口構造を維持し、まちの活力を創出する ・住みやすさを追求し、住み続けたい・住んでみたい、誇りに思えるまちを実現する 		

歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○観光の拠点づくり ・城下町津山を観光の核として、城東・城跡周辺・城西地区を回遊できる仕組みを構築し、観光客の滞在時間の延長による他の観光資源への誘客を図る。特に、城東地区に重点を置き、にぎわいの創出と魅力づくりを行う（文化財を活かしたもの）
-----------	--

■津山圏域定住自立圏共生ビジョン

作成年月	平成 29 (2017) 年 3 月	計画期間	平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市と近隣自治体の間で、それぞれの意思による協定の締結によって形成する圏域において、中心市においては圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村においては必要な生活機能を確認し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、それぞれの役割分担と有機的な連携・協力のもとで圏域全体の活性境の保全を図ることによって、圏域からの人口流出を食い止めるとともに、人の流れを創出するもの 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏形成協定に基づき、津山圏域が連携・協力して、それぞれの地域の魅力や資源を活かした活性化と生活基盤の充実と愛着・誇り、魅力にあふれた地域に住み続けたいと感じられる、圏域の形成と発展を目指すための具体的な取組を示すもの 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の観光客は横ばいとなっており、訪日外国人も含め、更なる観光客獲得のため、圏域内に点在する観光資源（文化財など）を連携させ、プロモーションや情報発信の強化に取り組む必要がある 		

■津山市地域防災計画（震災対策編／風水害対策編）

計画年度	(震災対策編) 令和元 (2019) 年度版	計画年度	(風水害対策編) 令和元 (2019) 年度版
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、津山市防災会議が、市及び市域に係る防災関係機関、団体、住民等が処理しなければならない防災に関する事務、業務について定めた総合的な運営計画 ・津山市地域防災計画は、「震災対策編」「風水害対策編」をもって構成されている 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災対策編」「風水害対策編」とも、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画が定められている 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予防計画において、それぞれ以下のように示されている ○震災対策編 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る ・「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う ・適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する ・文化財および周辺環境整備を実施する ○風水害対策編 <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚 ・防火・防災設備の整備 ・防火・防災訓練の実施 		

■津山市第2次環境基本計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法及び津山市環境基本条例に基づき、環境行政の基本的な方針・考え方を定め、市民や事業者が行政とともに協力して環境保全に取り組んでいくための「市民参加の仕組みをつくる」ための計画 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○環境将来像(めざすまちの姿)「刻を積み^{とぎ} いのちはぐくむ水、土、緑 未来につなぐ にぎわいのまち」 ○ビジョン <ul style="list-style-type: none"> ・(ひと分野) エコな行動をする人のまち ・(しぜん分野) 安らぎの自然豊かなまち ・(まち分野) 住んでみたいまち 住んでいたいまち ・(しくみ分野) 持続可能な低炭素のまち／資源のまわる美しいまち 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・4つのビジョンのうち、まち分野において、「緑があふれ歴史を感じるまち」として以下のように示されている ○歴史を感じるまちなみを保全する ・まちなみ景観に配慮したまちづくりを推進する 		

■津山市森林整備計画

作成年月	(変更:平成 29 (2017) 年 4 月)	計画期間	平成 25 (2013) 年度～令和 4 (2022) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業を示す計画 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 ・森林整備に関する事項 ・森林の保護に関する事項 ・森林の保健機能の増進に関する事項 ・その他森林整備のために必要な事項 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項の中に、以下のことが述べられている ○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 		

■津山市都市計画マスタープラン

作成年月	平成 20 (2008) 年 3 月	計画期間	10 年
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づき定める ・まちづくりの基本的な考え方、土地利用、道路・公園等の都市施設の整備方針等を明らかにし、具体的な都市計画を計画を定める際の体系的な指針 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○主要目標 <ol style="list-style-type: none"> ① 県北の中心拠点にふさわしい、活力ある都市 ② 自然と共生するまとまりのある都市 ③ 特色のある資源をまちづくりに活かした魅力的な都市 ④ 子どもから高齢者、障害者などすべての人にやさしい都市 ⑤ 明日を担う人材の育成 		

歴史文化の位置づけ	・主要目標③のうち「歴史文化遺産の保全と活用」で、貴重な資産を後世に継承するために積極的な保存と整備を図る。また、これらの歴史文化遺産を活用したまちづくりを推進する
-----------	--

■津山市歴史的風致維持向上計画第2期

作成年月	平成 31 (2019) 年 3 月	計画期間	平成 31 年 (2019) 年度～令和 10 年 (2028) 年度
計画の位置づけ	<p>・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（「歴史まちづくり法」）に基づく法定計画である</p> <p>・市町村による歴史的風致維持向上計画の策定（国の認定）等により、地域の歴史的風致の維持及び向上を図り、個性豊かな地域社会の実現や、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。</p>		
計画の概要	<p>○事業の概要</p> <p>歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業</p> <p>歴史的町並みの保全と活用に関する事業</p> <p>伝統行事及び工芸技術などの伝統文化の継承、後継者の育成に関する事業</p> <p>歴史的建造物の周辺環境の整備に関する事業</p>		
歴史文化の位置づけ	<p>・本市の歴史的風致は、古来から出雲往来に関連して形成されてきた。慶長 8 年（1603）森忠政が美作国に入国し、「津山城」を築城すると、津山城を中心に東西の寺町、職人町などをはじめとした城下町や往来が整備され、現在も、城下町の都市構造や歴史遺産が数多く残る。このようなまちを舞台に、人々のくらしの中に、津山まつり、寺社、往来、河川、鉄道にみる歴史的風致が形成されてきた。</p> <p>○維持すべき歴史的風致</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 津山まつりに見る歴史的風致 2. 寺社群に見る歴史的風致 3. 城下町と往来に見る歴史的風致 4. 河川に見る歴史的風致 5. 鉄道に見る歴史的風致 		

■津山市景観計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 2 月	計画期間	
計画の位置づけ	<p>・景観法に基づく法定計画であり、景観行政団体が景観形成の方針・基準・行為の制限等を定めるもので、景観行政を進める基本的な計画</p> <p>・「津山市歴史的風致維持向上計画」は、本計画と連携して実行するものである</p>		
計画の概要	<p>○4つの目標</p> <p>目標 1：豊かな自然を守り、育てます</p> <p>目標 2：地域の歴史を守り、伝えます</p> <p>目標 3：にぎわいのある、美しいまちをつくります</p> <p>目標 4：地域主体の景観づくりを目指します</p>		

歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の歴史を守り、伝えます」という目標達成のために以下の方針が位置づけられている ○具体的目標 <ul style="list-style-type: none"> ・津山城を中心とした城下町の史跡や町並み、全域に点在する古墳などの遺跡や社寺などは、本市の歴史をたどる大切な資源です。これら地域の歴史資源を守り、次の世代に伝えていくことで郷土への誇りと愛着を育てます ○方針 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡や遺跡などの歴史的資源の保存、活用 ・歴史的資源に調和するように周辺の建築物や工作物への配慮 ・地域行事の伝承
-----------	---

■津山市生涯学習推進計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が生涯を通じて学び、社会を生き抜く力を身につけ、自己実現とまちづくりにつながる生涯学習の推進を図る 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念 「学ぶ、活かす、つなぐ、創る」 ○基本目標 <ol style="list-style-type: none"> ①学ぶ 学びを通じた自己実現 ②活かす 学んだ知識や経験の活用 ③つなぐ 人・地域・世代を結ぶつながりづくり ④創る 希望あふれるまちづくり 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと津山の学習資源の活用」において次のように取り組むこととする ①津山にある豊かな歴史文化、自然などの地域資源を有効に活用し、地域への愛着や誇りを持つことができるよう、地域に根ざしたテーマの学習活動を推進する ②伝統や文化、人の持つ知識や経験なども大切な地域の学習資源として、それが若い世代へ受け継がれるよう、三世代での交流や子供会活動等を充実する 		

■津山市文化振興ビジョン

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・津山市第 5 次総合計画に基づき、その基本方針で定める「芸術文化活動の充実」と「歴史文化の継承と文化財の保存・活用」を効果的に推進するための基本的な方針とする 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 つの取組みを定める ①市民の文化活動の充実 ②文化の保存・活用・継承 ③文化施設の整備と活用 ④文化情報の収集と提供、発信 ⑤文化振興推進体制の充実 		
歴史文化の位置づけ	<ol style="list-style-type: none"> ①歴史的文化遺産の保存・活用・継承の充実 本市の特徴的な歴史と文化を物語る貴重な遺産を次世代に保存継承するため、調査・研究を充実させ、文化財の指定、登録につなげる。また、歴史的文化遺産の公開や整備等による活用を図るとともに、歴史的文化遺産を支える人材の養成・確保、学習活動の充実に努める ②地域文化の保存・継承 地域の中で育まれた生活文化や民俗行事、伝統芸能などの特色ある地域文化の保存・継承に努める 		

04 文化財の保存・活用に関する課題

- 課題1. 文化財に関する総合的な調査が不十分な分野や地域があり、また情報の古いものが見られ、文化財の現状把握が十分ではないこと。
- 課題2. 文化財の価値づけが不十分なものがあり、そのため市民がその価値を正しく認識できていないこと。
- 課題3. 既存の制度では、保存・継承できない文化財への対応が十分ではないこと。
- 課題4. 防災・防犯への取り組みが十分ではないこと。
- 課題5. 災害発生時の対応マニュアルが十分整備されていないこと。
- 課題6. 地域の魅力的な歴史文化に関心をもって理解し、その魅力を発信できる人材を育てる取り組みが十分ではないこと。
- 課題7. 学校や地域社会に対する積極的な働きかけが十分ではないこと。
- 課題8. 外国からの来訪者への対応が十分ではないこと。
- 課題9. 新たな技術を導入する等、既存の取り組みにとらわれない、新たな公開、活用事業の実施が十分検討されてこなかったこと。
- 課題10. ユニバーサルデザインの導入など、誰もが文化財に親しむことができる環境整備が十分ではなかったこと。
- 課題11. 文化財担当からユニークベニュー等の新たな文化財活用の可能性について十分提案できていなかったこと。
- 課題12. 行政・所有者・地域住民の役割が明確ではなかったこと。
- 課題13. 所有者・地域住民の自立した、文化財保存・活用を行うための組織作りが行われてこなかったこと。
- 課題14. 文化財の保存・活用を担う人材の確保が十分でないこと。
- 課題15. 金銭面で保存・活用できない文化財に対する制度の整備が十分ではなかったこと。

第5章 文化財の保存活用に関する方針

地域の歴史文化を守り、伝えていくには、個別の文化財の保存だけでなく、その周辺環境を一体的にとらえそれを保存する必要もある。そのことを実現させるには、自発的な地域住民の協力は欠かせない。自発的な協力を得るには、地域の歴史文化の価値を明らかにし、それを伝えていくこと、つまり、普及・啓発活動等の「活用」を通じての取り組みが極めて重要となるため、保存と活用を一体的なものにとらえて各方針を定めた。

(1) 文化財の調査研究

課題1. 文化財に関する総合的な調査が不十分な分野や地域があり、また情報が古いものが見られ文化財の現状把握が十分でないこと。

課題2. 文化財の価値づけが不十分なものがあり、そのため市民がその価値を正しく認識できていないこと。

文化財を保存活用するにあたっては、その実情を適切に把握することが前提である。この地域計画作成に伴い行った未指定文化財の調査では、調査が不十分な分野、地域が明らかとなった。それら不十分な分野、地域については、必要な調査を実施することとする。

この調査には現在編さん中の「新修津山市史」の調査と協力をして行うこととする。この調査結果は、データベース化し公開を行うことで、文化財の周知による継承を促す。

(2) 文化財の保存

課題3. 既存の制度では、保存・継承できない文化財への対応が十分ではないこと。

課題4. 防災・防犯への取り組みが十分ではないこと。

課題5. 災害発生時の対応マニュアルが十分整備されていないこと。

文化財を保存し継承していくには、まず既存の制度を活用して保存を確かなものとするのが重要である。さらに既存の制度では対応が特に難しい未指定の文化財については、新たな仕組みを取り入れて保存・継承をはかることとする。そのために、地域で文化財を見守る人材を養成し、活動の支援を行うことで、文化財に関わる人材のすそ野を広げ、文化財の保存を確かなものとなることを目指す。

現在実施中の指定文化財の整備事業については、引き続き計画に基づき進めていき、より良い保存と活用を行っていく。

日本は災害が多い国であり、津山市もまた同様である。災害により生活に必要なインフラだけでなく、地域の歴史文化資源もまた被害を受けることとなる。災害発生時は人命救助や避難対応が優先されるため、地域の文化財の被害状況確認には時間がかかることが想定される。そ

のため、特に効率的な初動対応について検討を行う。

(3) 文化財の活用

課題6. 地域の魅力的な歴史文化に関心をもって理解し、その魅力を発信できる人材を育てる取り組みが十分ではないこと。

課題7. 学校や地域社会に対する積極的な働きかけが十分ではないこと。

課題8. 外国からの来訪者への対応が十分ではないこと。

課題9. 新たな技術を導入する等、既存の取り組みにとらわれない、新たな公開、活用事業の実施が十分検討されてこなかったこと。

課題10. ユニバーサルデザインの導入など誰もが文化財に親しむことができる環境整備が十分ではなかったこと。

課題11. 文化財担当からユニークベニュー等の新たな文化財活用の可能性について十分提案できていなかったこと。

地域の文化財は、子どもたちが学習するうえで優れた教材であり、学校教育における「本物」である教材は重要なものとなる。学校が実施する歴史や地域学習、観光に特化した授業を協力、支援、実施することで、子どもたちが地域の魅力に気づき、発信できる力を身につけることを目指す。地域住民にも同様に文化財に関わる取り組みを実施する。

外国人観光客の誘致に成功しても、観光客の受け入れ態勢が整っていないければ、津山の魅力を楽しんでもらうことはできないため、観光客誘致と並行して情報の多言語化等のハード面での整備とともに、ガイドの育成等のソフト面での事業も推進する。

文化財の活用の際には、特に新たな取り組みを行うに際して、基礎的な調査を行うことが必要となる。そのため、市場調査等必要な調査を実施することとする。

文化財の公開については、特に博物館収蔵資料の整理、公開を積極的に行い、研究の促進につなげるとともに、地域住民にもその研究成果を享受できる場の提供を行う。これには、新たな技術の導入も視野に入れる。

何らかの配慮を必要とする人の文化財の活用（観光等）は特別なものとするのではなく、普通に楽しむことができるための取り組みが十分ではなかったことへの反省から、全ての人々が文化財活用（観光等）の楽しさを享受できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を導入する。これには、ハード面での整備だけでなく、人的サービスや情報発信などソフト面も含めた総合的な事業として取り組んでいく。

文化財等の特別な会場を会議等に活用するユニークベニュー事業について、実施に向けた調

査を行い、本事業実施を通して文化財の魅力を知ってもらうきっかけとなることを目指す。

そして上記の目標を達成するにあたり、文化財を単体で対象とするのではなく、津山市ならではの、そして魅力的な文化財を、魅力的なストーリーにまとめるための一つの方法として、「関連文化財群」を設定する。これは、文化財の総合的な把握を通して、相互に関連する文化財の組み合わせを見だし、それらを時代やテーマごとにつないで相乗効果を発揮させ、「個」の価値に「群」としての魅力を加えることで、津山市ならではの歴史文化の価値や魅力を高めるものである。

また、津山市ならではの魅力的な文化財を、魅力的なストーリーにまとめるためのもう一つの方法として、歴史文化保存活用区域を設定する。これは上記関連文化財群が「時代」や「テーマ」でまとめられているのに対し、一定の「エリア」の文化財群で津山市ならではの歴史文化の価値や魅力を高めるものである。津山市においては、津山城を中心とした近世城下町エリアに文化財群が集中しており、それら文化財を核とした文化的な空間を創出する区域を定めることとする。それは、従前から設定している津山市歴史的風致維持向上計画の重点区域とほぼ重なるエリアとなる。

なお、関連文化財群と文化財群保存活用区域に関する活用の方針は、「第6章 関連文化財群」、「第7章 文化財保存活用区域」に記載した。

(4) 住民や民間団体等と協働

課題 12. 行政・所有者・地域住民の役割が明確ではなかったこと。

課題 13. 所有者・地域住民の自立した、文化財保存・活用を行うための組織作りが行われてこなかったこと。

課題 14. 文化財の保存・活用を担う人材の確保が十分でないこと。

文化財の保存活用を進めるには、行政、所有者、地域住民が果たすべき役割を明らかにする必要がある。そのために、地域計画審議会の機能を強化するとともに、文化財保存活用支援団体の認定について、検討を行い、また認定に向けた支援を行う。これらの取り組みを通じて地域の実情に合った、自立的で持続可能な文化財の保存と活用を目指す。

(5) 資金面での対応

課題 15. 資金面で保存・活用できない文化財に対する制度の整備が十分でなかったこと。

資金面で文化財の保存ができない場合に、民間資金の導入や津山市の補助要項の改正等を検討し、できる限り資金面の問題で文化財が失われることを減らす仕組みを考えていく。